

2021年度
「研究開発型スタートアップ支援事業／経済構造の転換に
資するスタートアップの事業化促進事業(TRY)」第2回公募

公募要領

受付期間:2021年8月2日(月)～2021年9月27日(月)正午必着

【ご注意】

1. 本事業は、2021年度の政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDO への提案書(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
なお、e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度要するとのことですので、提案を予定されている方はお早めにご登録願います。
3. 郵送・持参での受付は致しませんのでご注意願います。
4. 経済状況等を鑑み、政府や機構の方針により、緊急で公募の中止または延期、内容の変更、事業期間の変更等が生じる可能性があります。

2021年8月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

目次

1. 件名	- 1 -
2. 事業概要	- 1 -
(1)背景及び目的	- 1 -
(2)事業内容および事業スキーム図	- 1 -
(3)事業期間	- 2 -
(4)事業規模	- 2 -
(5)交付規程について	- 2 -
3. 応募要件	- 2 -
(1)提案者となる助成対象事業者	- 2 -
(2)助成対象費用	- 4 -
(3)助成率及び助成金の額	- 4 -
(4)助成対象事業	- 4 -
4. 応募の手続き等	- 4 -
(1)提案書の様式の入手	- 4 -
(2)提出書類	- 4 -
(3)提案書類準備にあたっての留意事項	- 5 -
5. 提案書の受付期間及び提出方法	- 5 -
(1)提案書の受付期間	- 5 -
(2)提出方法	- 5 -
(3)公募に関する問い合わせ	- 6 -
6. 応募に関する注意	- 6 -
(1)応募に関する注意事項	- 6 -
(2)主任研究者について	- 6 -
7. 交付決定までのプロセス	- 7 -
(1)審査から交付決定までの流れ	- 7 -
(2)審査の方法について	- 7 -
(3)審査内容	- 8 -
8. 助成事業の詳細	- 8 -
(1)助成対象費用	- 8 -
(2)交付決定から助成金の交付までのステップ	- 10 -
(3)採択決定等の取り消し	- 10 -
(4)取得財産の管理	- 10 -
(5)事業期間終了後について	- 11 -
9. 禁止事項及び不正防止について	- 11 -
(1)複数申請の禁止	- 11 -
(2)重複助成の排除	- 11 -
(3)公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	- 12 -
(4)研究活動の不正行為への対応	- 13 -
(5)NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口	- 14 -
(6)安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	- 14 -
10. その他	- 15 -
(1)中小企業技術革新制度(SBIR)	- 15 -

(2) J-Startup.....	- 15 -
(3) 提案情報の管理	- 16 -
(4) 個人情報について.....	- 16 -
(5) 情報公開について.....	- 16 -
(6) 交付にあたっての条件について.....	- 16 -
(7) 資金調達の留意点.....	- 16 -
(8) 株主変動の連絡について.....	- 16 -
(9) 「国民との科学・技術対話」への対応	- 17 -
(10) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	- 17 -
(11) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入	- 17 -
(12) NEDO 事業に関する業務改善アンケート.....	- 18 -
(13) 助成事業の事務処理について.....	- 18 -
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録について	- 19 -

2021年度「研究開発型スタートアップ支援事業／経済構造の転換に資するスタートアップの事業化促進事業(TRY)」第2回公募要領

2021年8月2日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「研究開発型スタートアップ支援事業／経済構造の転換に資するスタートアップの事業化促進事業(TRY: Promotion of Technology Startups that Innovatively Respond to Economic Changes to Yield Social Benefits.)」の公募を行います。

本事業は NEDO の「経済構造の転換に資するスタートアップの事業化促進事業助成金交付規程」に則り実施しますので、本公募要領と合わせて必ずご確認ください。

1. 件名

「研究開発型スタートアップ支援事業／経済構造の転換に資するスタートアップの事業化促進事業(TRY)」

2. 事業概要

(1)背景及び目的

2020年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場スタートアップ企業(ユニコーン)又は上場スタートアップ企業を2025年度までに50社創出することが新たな目標として追加されるなど、官民が一丸となりスタートアップ・エコシステムの構築を加速し、グローバルなスタートアップ企業の創出に取り組む重要性が謳われています。また、2020年7月17日に閣議決定された「統合イノベーション戦略2020」においても引き続きスタートアップ支援等の重要性は変わらず、持続的かつ強靱な社会・経済構造の構築として、スタートアップ等を支援することでイノベーション・エコシステムの維持を図る必要があるとされています。

本事業では、2020年初頭からの急激な市場環境の変化をチャンスと捉えた具体的な事業計画がある研究開発型スタートアップの支援を目的とします。

(参考)

「成長戦略フォローアップ」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2020.pdf>

「統合イノベーション戦略2020」

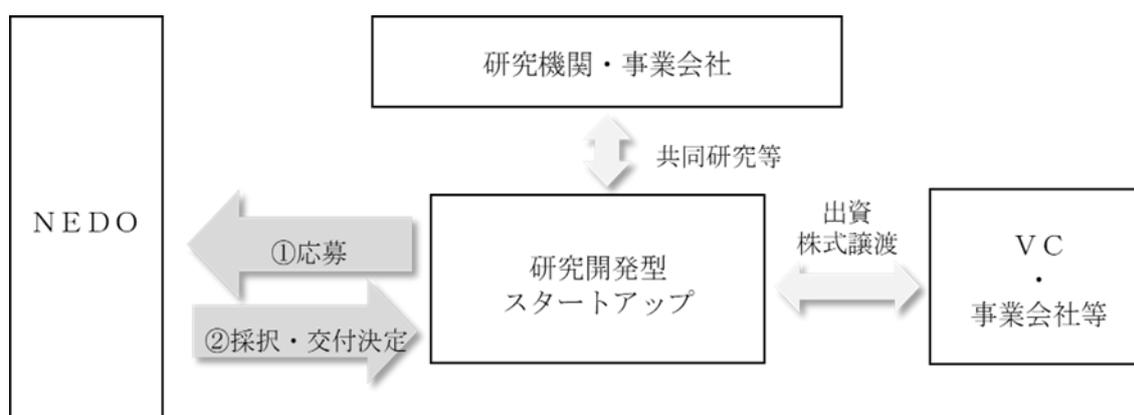
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/index.html>

(2)事業内容および事業スキーム図

NEDO は当該目的に沿って、以下に該当する提案者を公募し、外部有識者等による評価に基づく審査を行い、助成金を交付します。

- ・顧客候補から確度の高いニーズを日々の活動から得ており、急激な市場環境の変化を捉えた具体的な事業計画を有していること
- ・市場適用可能なコア技術を自社技術もしくはライセンス等により保有していること。
- ・事業化に向けての確度の高い開発計画や資金調達計画を有していること
- ・それらを達成するための体制(社内体制・外部連携体制)を構築していること
- ・事業化を達成するために助成金の必要性が高いこと

助成率は助成対象費用の2/3以下、助成金額は最大1億円以下です。



(3) 事業期間

交付決定通知書に記載する事業開始の日から1年間。

(4) 事業規模

2021年度の事業規模:約3億円

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案書記載額から減額して交付することがあります。

(5) 交付規程について

本助成事業は NEDO が別途定める「経済構造の転換に資するスタートアップの事業化促進事業助成金交付規程」に則り実施します。本公募要領と合わせて NEDO ホームページよりご確認ください。

3. 応募要件

(1) 提案者となる助成対象事業者

以下の①～③のすべての要件を提案時から助成事業実施期間中を通じて満たす必要があります。

①本邦法人であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。

②具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、VCからの出資を提案書の提案日時点に受けている未上場の事業者であること。また、NEDOに提出する、公募締切日時点での株主名簿(追加資料12)に記載されていること。

なお、ここで言う出資には、株式に転換可能なコンバーティブルな証券(コンバーティブルエクイティ、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート等)も含まれますが、コンバーティブルな証券での出資を受け、株式転換前の場合、出資に関する契約書(追加資料13)を添付することが必要です。

ただし、その出資には事業会社、コーポレートベンチャーキャピタル(CVC)、エンジェルからの投資は対象外とします。

※資金調達のための関連法人を海外に有しており、その法人に対して資金投入がなされている場合は、提案書提出前に NEDO に相談し、NEDO の指示に従うこと

③助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

④助成事業を的確に遂行するのに十分な財務計画を有していること。

⑤助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

- ⑥助成対象事業終了後の事業化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑦技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑧中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業^{※1}に該当せず、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数 ^{※2})
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
 - ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
 - ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業
- なお、本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(又は諸外国における同等のもの)

※2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。

- ⑨大企業の持分法適用会社ではないこと。
- ⑩事業会社の出資がある場合、持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。ただし、②(※)の場合を除く。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限組合員としての所有に属する分を含みます。
- ⑪反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑫当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただけること。
- ⑬助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアル等に基づき実施すること。

(2)助成対象費用

助成の対象となる費用は、本公募要領の『8.助成事業の詳細 (1)助成対象費用』及び経済構造の転換に資するスタートアップの事業化促進事業助成金交付規程(以下「交付規程」という。)に示すとおりです。

(3)助成率及び助成金の額

- ①助成率:助成対象費用の 2/3 以下
- ②助成金の額:1.0億円まで

(4)助成対象事業

対象技術について、次の①～③の要件のすべてを満たすことが必要です。

- ①経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。)のうち、新しい社会様式の実現に資する技術開発(例えば、非接触・遠隔医療・無人化、その他様々な社会課題を解決する技術開発)。
- ②具体的技術シーズであって、技術開発要素があることが想定されること。スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とします。
- ③競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。
 ※実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。
 ※医薬品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は助成対象とします。

4. 応募の手続き等

助成金を希望する事業者は、下記の助成金交付提案書(以下「提案書」という。)一式を NEDO に提出ください。

(1)提案書の様式の入手

下記の提案書の様式等関係書類は、NEDO ホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。「提案書作成にあたって」に従い、提案書を作成ください。

- ◎公募要領【PDF】
- ◎公募要領別添(技術キーワード集)【PDF】
- ◎提案書作成にあたって(様式)【MS-Word】
- ◎TRY 情報項目_提案書様式 1_別紙 2【MS-Excel】
- ◎TRY 別紙 1【MS-Excel】
- ◎財務データ入力フォーム【MS-Excel】
- ◎交付規程【PDF】
- ◎交付様式【MS-Word】
- ◎基本計画【PDF】
- ◎実施方針【PDF】

(2)提出書類

「提案書作成にあたって」の 2 ページのチェックリスト記載される書類をご準備ください。提出された提案書、添付資料等は返却いたしません。

なお、「TRY 情報項目_提案書様式 1_別紙 2」【MS-Excel】には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号、研究開発代表者の研究者番号を記入する欄がありますので、必ず記入ください(詳細は本公募要領の別紙 1 を参照ください。)

(3) 提案書類準備にあたっての留意事項

「連携に関する合意書」(追加資料3)は、事業化(継続的な売上)までに関わる事業会社等(※)の少なくとも 1 社からの取得が応募の必須資料です。ただし、必須の範囲は、「技術開発」「実証」「出資」のいずれかを含むものとする。

事業化に向けた事業会社等(※)との連携の枠組み、役割、連携後のビジネス展開について十分に協議を行い、提案書に具体的に記載ください。

事業会社等(※)が提案者との連携(技術開発、実証、出資等)に関する意向等を表明し、提案者が当該事項について連携に関する合意書(追加資料3)を公募締切(2021年9月27日)までに NEDO に提出してください。応募の必須としては 1 社ですが、事業化の確度を示す資料として、意向等を表明した事業会社等(※)からの取得に努めることをお勧めいたします。

なお、作成については以下にご注意ください。

- ① 「連携に関する合意書」(追加資料3)は、連携する事業会社等(※)が、事業化までに果たす役割について詳細を記載いただくものです。
- ② 「連携に関する合意書」(追加資料3)の事業会社等(※)の発出者名は、事業会社等(※)の担当部門責任者であることが望ましいです。
- ③ 提案書の開発体制図(添付資料2のⅢ. 4. 事業体制)で示す事業会社等(※)からの取得であることが必要です。
- ④ 事業会社が提案者に対して出資する場合は、持株比率が、50%未満かつ提案者を連結対象としない等、実質上提案者を支配していないとみなせることが必要です。また、提案者への出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限組合員としての所有に属する分を含みます。この条件を提案時から助成事業実施期間中を通じて満たすことが必要です。
- ⑤ 審査の過程において、事業会社等(※)に合意書の内容確認等を行う可能性があります。
- ⑥ 連携に関する合意書(追加資料3)は審査でのみ使用し、社名並びに内容等について公表することはありません。

※事業会社等とは、VC、政府自治体、NPO、NGO も含みます。

5. 提案書の受付期間及び提出方法

以下を確認の上、受付期間内に提案書を提出してください。なお、提案書の持参・郵送・FAX・電子メール等による提出は受け付けません。

(1) 提案書の受付期間

2021年8月2日(月)から2021年9月27日(月)正午アップロード完了

期限までにアップロードが完了しなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりません。e-Rad の登録が無い場合には、審査対象となりませんのでご注意ください。提案書の不備等が残ったまま審査対象となり、不備等が原因で審査上の不利益の発生、更に不採択の選考結果となった場合、NEDO は責任を負いかねますので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入ください(提案書のフォーマットは変更しないでください。)

(2) 提出方法

提出先: Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/g7cr50wnoslx>

提出先の Web 入力フォームに①提案者名、②連絡先担当者氏名、③連絡先電話番号、④連絡先 E メールアドレスを入力頂き、提出書類をアップロードしてください。

ファイルは「提案書作成にあたって(様式)」を参照の上作成し、一つの zip ファイルにまとめてください(20MB 以内)。やむを得ない理由等で再提出の場合は、zip ファイル名の後ろに提出回数を意味する数字(2 回目: 2)を付け、再度全資料を提出してください。なお、提案書の受付期間を超えた再提出は認めておりませんのでご注意ください。

提出された提案書を受理した際には連絡先担当者宛に提案受理番号をメールで送付いたします。

(3) 公募に関する問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 スタートアップグループ TRY 事務局

メールアドレス : vc-vb@nedo.go.jp

なお、事務局からの回答を電話でも受付可能な場合は、お問い合わせのメールに電話番号を記載いただけますと幸いです。

6. 応募に関する注意

(1) 応募に関する注意事項

- ① 必ず事前に e-Rad に登録ください。
- ② 本助成事業は、2 者以上による連名提案は対象としておりません。
- ③ 同一事業者が異なるテーマにより複数の応募をすることは認めません。
- ④ 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- ⑤ 提案書は日本語で作成ください。また、経営者面談、プレゼン審査も日本語で行います。
- ⑥ 提案書は評価者に非公開としたい内容は記載しないでください。

(2) 主任研究者について

本助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書(提案書類の作成にあたって(提案様式)に示す追加資料 4)に記入し提出ください。また研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のために利用されます(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

記入にあたり、以下①～②に注意ください。

研究開発経歴(現職含む)

「過去の研究実績(参画プロジェクト)」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画した NEDO プロジェクト等も含めて記載ください。また、大学への派遣や他の企業/研究機関での勤務経験などがある場合は、併せて記載ください。

受賞歴、当該研究開発に関する最近 5 年間の主要論文、研究発表、特許等(外国出願を含む)

当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載ください。研究成果を示すものとして、「論文(研究経

歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可)」、「研究発表(学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可)」、「特許(外国出願を含む)」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者として関与したものも記載ください。

※「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらが無い研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載ください。

7. 交付決定までのプロセス

(1) 審査から交付決定までの流れ

- ① 公募締切後、NEDO が外部専門家等による評価を踏まえた総合的な審査を行い、助成予定先の採択決定及び通知を行います。採択決定は、2021 年 12 月上旬頃の予定です。審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。なお、採択決定は助成金の交付決定ではありません。
- ② 採択された事業については、金額精査等を行ったのち、交付規程で定める様式第1により助成金交付申請書を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、NEDO から交付決定通知を发出します。早期の事業開始のため、交付申請書の作成をご準備いただくことをおすすめいたします。
- ③ 交付決定をうけた事業については、一部の申請情報を公表いたします(⇒10.(4)②参照)。助成事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は助成対象として計上できません。
- ④ 交付決定をうけた事業が学術機関との共同研究を含む場合は、交付決定後 30 日以内に、学術機関との共同研究に係る契約書の写しを NEDO に提出いただきます。
- ⑤ 不採択の場合、不採択理由を添えて、その旨を通知いたします。

(2) 審査の方法について

- ① NEDO は、提案要件に関する審査の後、外部有識者等を活用した書面審査を行います。必要に応じて、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼン審査を実施し、最終的には NEDO 内の契約・助成審査委員会を経て採択を決定します。なお、財務や開発内容等の資料の追加や更新等をお願いする場合があります。
- ② 応募する事業案件に関して、特定の外部有識者と利害関係(利害関係者の定義参照)があり、公正な評価が保証されないと提案者が判断する場合は、提出書類等の「追加資料10 利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

利害関係者について

利害関係者の範囲は、次の通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

- ③ 審査は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

- ④ 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- ⑤ 経営者面談及びプレゼン審査の説明は代表者が実施することとし、出席者は提案者が必須であり、同席者としては事業体制図に記載される者に限ります。
- ⑥ 経営者面談では、事業期間中の研究活動が円滑に実施出来るかを確認するため、提案者の財務状況や研究体制についてヒアリングします。

(3) 審査内容

① 提案要件に関する審査

NEDO は、本事業の目的への適合性、「3. 応募要件」に記載されている要件を満たしているか、及び「9. 禁止事項及び不正防止について(1)～(2)」に該当していないかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

また、NEDO の別事業を申請中または実施中の場合は、当該事業の状況を踏まえて審査致します。

② 評価項目

審査は下記観点から行われます。

○ 技術評価

具体的な技術シーズは市場適応可能であること。ビジネス上(知財権等含む)の参入障壁を構築できていること。事業化(売上)に向けた技術課題が明確であり、解決するための本事業における具体的な計画や体制が妥当であること。

○ 事業性評価

2020年初頭からの急激な市場環境変化の兆しを捉えており、それに適応した事業を行う計画であること提案される事業が、事業化が達成できる具体的な計画と体制が構築できており、事業化後の優位性(シェア・売上)を確立できること。

○ 事業目的への適合性

本事業の目的に合致していること。

8. 助成事業の詳細

(1) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や F/S 調査(研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提)に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です。)機械装置等経費、労務費、その他経費、及び共同研究費です。

なお、連携先の事業会社側で発生する経費を助成対象費用として計上することはできません。ただし、共同研究等の連携先の事業会社への外注及び物品等の購入に関しては、必要理由書を事前に NEDO に提出し、認められた場合には経費として計上することができます。

※研究に必要な経費を正確に積算ください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。

※必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。

※本事業において「事業化」とは、助成事業終了後に生産・販売等が開始することにより継続的に売り上げ

が発生することをいいます。

※事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)を行うことは可能です。ただし、有償で行う場合は、その収入額を助成対象費用から控除します。

費目ごとの内容は次のとおりです。

I. 機械装置等費(研究開発目的が無く、生産のみを目的とする設備は対象外)

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。

3. 保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

※なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の用途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

※当事業で入手する機械装置等を用いた研究開発を行い、その具体的かつ明示可能な成果を本事業終了までに NEDO へ報告(実績報告書への記載を含む)する必要があります。たとえば、入手や設置のみで事業期間が終了してしまう場合は経費として計上できません。

II. 労務費

1. 研究員費

提案書の研究開発体制に登録された助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等が、助成事業に遂行のために直接従事した時間分の人件費。なお、NEDO が認める助成事業に係る助言(メンタリング)授受及び NEDO 主催研修等への参加も助成事業への従事として計上することができます。

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記 1.研究員費に含まれるものを除く。)

※補助員単価は、補助員1人あたり 13,600 円/日(交通費込)を上限とします。また、当該補助員が健保等級を有する場合は、15,800 円/日(交通費込)を上限とします。なお、労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定ください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

※本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

※事業会社から出向で受け入れた人員については研究員登録はできませんが、労務費を計上することはできません。

III. その他経費

1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

① 助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

② 研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

3. 外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

IV. 共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等(国内)が行う技術開発に必要な経費。委託研究費は計上できません。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行います。

① 学術機関等とは、国公立研究機関、国立大学法人、公立学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関をいいます。

② 共同研究費として計上可能な額は、1機関あたり、助成対象費用の750万円未満(助成金の額は500万円未満)とします。また、費用計上可能な学術研究機関は2機関までとします。

なお、共同研究費の総額が、助成事業の総額の25%を超える場合は、その25%未満を上限とします。

③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意下さい。

・提案者の従業員を当該学術機関に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。

・学術機関等は200万円以上の機械装置等を製作・購入することはできません。200万円未満の機械装置等を製作・購入する機械設備等の費用をこの共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入して下さい。

・学術機関等において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として間接経費も助成対象とします。

(2) 交付決定から助成金の交付までのステップ

・交付決定を受け、助成事業を開始後は、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成するよう努めてください。助成金の交付は、事業者から事業年度ごとに提出される実績報告書に基づき、当該事業者に対して精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、支払い実績等に基づき概算払いを行います。

・助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の指導及び検査を行います。

・経理指導: 助成事業開始後数ヶ月以内に適切な費用計上についてNEDOが指導します。

・中間検査: 事業期間中に適宜状況に応じて実施します(回数も事業実施状況による)。

・確定検査: 事業終了日の後、経費及び成果報告書を確認し費用を確定します。

詳細日程は交付決定後、その都度ご連絡します。また、その他NEDOから様々なご案内をさせて頂く場合がございます。

(3) 採択決定等の取り消し

・申請内容の虚偽や助成金の重複受給等が判明した場合及び報告書の提出義務等の交付条件が果たされない場合には、交付決定後又は助成金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また企業名の公表が行われることがあります。

(4) 取得財産の管理

① 本事業における取得財産の所有権は提案者にありますが、これを処分しようとするときは、あらかじめ

NEDO の承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDO が別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外（他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分（目的外使用）することにより収入金があった時は、NEDO の請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

- ② 提案者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDO に届出書を提出する必要があります。
- ③ 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

※圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認ください。

(5) 事業期間終了後について

- ① 事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、事業化状況報告書を NEDO に提出していただきます。また、事業化が完了するまで（但し、最長で事業期間の終了年度の翌年度以降5年間）、半年ごとに事業化状況報告書の一部を NEDO に提出していただきます（詳細は交付規程参照）。
- ② 収益納付は、当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益の5%（条件によっては10%）、最大額は助成金確定額（最終年度の確定検査後に確定した額であって交付決定額ではない）、また、期間は最長5年となります（詳細は交付規程参照）。
- ③ 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。
- ④ 事業期間終了後適切な時期に、アンケート調査を行うことがあります。

9. 禁止事項及び不正防止について

(1) 複数申請の禁止

同一事業者が複数の申請をすることは認めておりません。

(2) 重複助成の排除

「申請者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。

応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。

不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

※府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「別紙1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録」を参照ください。なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。)(※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年度機構達第1号。平成16年4月1日NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。)(※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場

合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください: NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i ~ iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行たために対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

・本事業の助成金交付に当たり、各助成事業者は標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

・体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

・NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(※3))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日平成 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。(※4))に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii. により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(5)NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は次のとおりです。

通知先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー16階
TEL：044-520-5131
FAX：044-520-5133
メールアドレス：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ホームページ：http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

(6)安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸

出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為方に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

③ 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

* 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

* 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

* 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

* 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

10. その他

(1) 中小企業技術革新制度(SBIR)

本助成金は、中小企業技術革新制度(SBIR)の「特定補助金等」に指定されています。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象拡大等、特例の支援措置を受けることができます。

(2) J-Startup

本助成事業は、「新しい経済対策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」にて示された当該事業において、推薦委員からの推薦を受け、外部審査委員会を経て認定される企業(J-Startup企業)に対しては、本事業の審査にて一定の優遇措置を講じます。

(3)提案情報の管理**① 提出物の管理**

提出された提案書等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部専門家に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。また、他の NEDO 事業の審査において参照される場合があります。なお提案者からの提出物の返却はいたしません。

② 提案情報の公表

交付決定された申請案件については、申請者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOホームページ上で公表します。

不採択の場合は、提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に提案者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

(4)個人情報について

① 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。

② 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。

③ NEDO が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。

④ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

⑤ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

(5)情報公開について

e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(6)交付にあたっての条件について

交付規程に定めるものの他に、新たに条件を付加する場合があります。

(7)資金調達の留意点**【本助成事業の経費の範囲】**

本公募要領「8.(1)助成対象費用」に本助成事業で計上可能な経費の費目について説明されています。助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や市場調査に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、この事業に専用として使用する(汎用のもの、この事業以外にも使用するものは助成対象外です)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。本 NEDO 事業では計上が認められない汎用品の経費や運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。

(8)株主変動の連絡について

当事業の提案書の提出日以降、事業終了までに提案者の株主に変更が発生する場合には、可及的すみやかに、かつ事前の NEDO への連絡を求めます。なお、交付決定を受けなかった場合は、不採択通知の受

理など本事業での研究開発への不着手が確実となるまでの間、連絡を求めます。

(9)「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出ください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上ください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分し計上ください。(この場合、算出根拠を明確にください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10)本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、事業化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認める。その際、NEDO からの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容について NEDO と事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容が NEDO 事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDO の了解を得て NEDO のシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

(11)NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につ

きましては追加資料9を参照ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

(12)NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

(13)助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

別紙1

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録について

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への申請手続きと、NEDO への提案書の提出の両方の手続きが必要となります。この e-Rad による申請手続きを行わないと本事業への提案ができませんので、ご注意ください。なお、会社設立前のために e-Rad の登録ができない場合は、別途事務局にお問い合わせいただき、その指示に従ってください。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照ください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに 0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0570-066-877
受付時間：平日 9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

<手続きの概略>

以下①～④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③及び④の手続きは必要です)。

①所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時まで e-Rad に研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請ください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きください。

※[システム利用にあたっての事前準備]のページをご覧ください。

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)

②研究代表者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者 ID 及びパスワードを取得ください。

③応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷ください。この印刷物は NEDO への提出書類として必要になります。

④応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了ください。「確認・実行」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ・応募基本情報の入力及び応募内容提案書の出力などは研究機関 ID でログインください。研究者 ID でログインすると、本公募への応募の入力ができません。
- ・提出締切日までにシステムの「応募／採択課題一覧」の申請の種類(ステータス)が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad のヘルプデスクまで連絡ください。
- ・申請書の受理状況は、「応募/採択課題一覧」から確認することができます。
- ・e-Rad への申請は、申請者のみ必要です。連携先の申請は必要ありません。